

## 福生市ネーミングライツ事業実施要綱

### (目的)

第1条 この要綱は、法人格を有する企業、団体等（以下「企業等」という。）に対して、市の施設に係るネーミングライツを付与することによって、施設の魅力向上及び新たな財源の確保を図り、もって市民サービスの向上に資することを目的とする。

### (定義)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

(1) ネーミングライツ 施設に対し、企業等の名称、商品名等（以下「企業名等」という。）を冠した名称を命名する権利及びこれに附帯する権利をいう。

(2) ネーミングライツ・パートナー ネーミングライツの付与（施設の所有権、管理権等には影響を与えないものに限る。以下同じ。）を受ける企業等をいう。

(3) 愛称 ネーミングライツ・パートナーが命名した名称をいう。

### (事業内容)

第3条 市長は、第10条第3項の規定による協定の締結をした企業等にネーミングライツを付与するものとする。この場合において、ネーミングライツ・パートナーは、当該ネーミングライツの付与に対する対価（以下「対価」という。）を支払い、又は提供しなければならない。

2 市長は、協定期間中、愛称を施設に使用するものとする。この場合において、使用される愛称は、施設の一般的な呼称として用いられるものとし、市の条例等に規定する当該施設の名称は、変更しない。

3 ネーミングライツ・パートナーは、ネーミングライツを第三者に譲渡し、又は貸与してはならない。

(対象施設)

第4条 ネーミングライツを付与することができる施設（以下「対象施設」という。）は、文化施設、スポーツ施設、公園その他の公共施設（当該施設の一部を含み、その設置又は運営の目的、利用状況等を考慮し、企業名等を冠した愛称を付すことに支障のないものに限る。）とする。

(愛称)

第5条 対象施設に付する愛称は、企業名等を冠したものとする。

2 前項の規定にかかわらず、次の各号のいずれかに該当する名称は、愛称に使用することができない。

(1) 市又は対象施設の公共性、中立性及びその品位を損なうおそれのあるもの

(2) 風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律（昭和23年法律第122号）第2条第1項各号に掲げる営業を連想させるもの

(3) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号から第5号までに掲げる者の利益につながるもの

(4) 消費者金融、債権回収等に関するもの

(5) 投機的内容又は射幸心を著しくあおる内容のもの

(6) 法令、条例等に違反し、又は抵触するおそれのあるもの

(7) 公序良俗に反し、又は反するおそれのあるもの

(8) 政治活動、選挙、宗教活動、意見広告又は個人の宣伝に係るもの

(9) 前各号に掲げるもののほか、市長が適当でないと認めるもの

3 協定期間中の愛称の変更は、行うことができないものとする。ただし、やむを得ない理由により愛称を変更する必要がある場合は、この限りでない。

(費用負担)

第6条 対象施設に対する愛称の使用に関する看板等の新設、変更及び撤去並びに協定期間の終了に伴う原状回復に係る費用については、ネーミングライ

ツ・パートナーが負担しなければならない。

- 2 愛称の使用に係る市が作成する印刷物等及び市のホームページ上の表示の変更に関する費用については、市が負担するものとする。

(募集)

第7条 ネーミングライツ・パートナーの募集は、提案募集型（施設を特定したネーミングライツの付与に関する企業等による提案の募集を行う方法をいう。）により行うものとし、市長は、当該募集に関し、募集要領を作成し公募するものとする。

(応募資格)

第8条 ネーミングライツ・パートナーの公募に参加することができる者は、次の各号のいずれにも該当しない企業等とする。

- (1) 政治団体、宗教団体及び特定の政治理念又は宗教を標ぼうする者
- (2) 風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律第2条第1項各号に掲げる営業を営む者
- (3) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第2条第2号から第5号までに掲げる者又はその者の利益につながる活動を行う者
- (4) 公序良俗に反し、又は反するおそれのある事業を行う者
- (5) 民事再生法（平成11年法律第225号）第21条第1項の規定による再生手続開始の申立てがなされている者（再生手続開始の決定を受けた者を除く。）
- (6) 会社更生法（平成14年法律第154号）第17条第1項の規定による更生手続開始の申立てがなされている者（更生手続開始の決定を受けたものを除く。）
- (7) 貸金業法（昭和58年法律第32号）第2条第1項に規定する貸金業を営む者
- (8) 応募の時点において、地方税法（昭和25年法律第226号）に規定す

る市税を滞納している者

(9) 市が実施する競争入札への参加について、市から指名停止を受けている者

(10) 法令、条例等に違反している者

(11) 前各号に掲げるもののほか、ネーミングライツ・パートナーとして市長が適当でないと認める者

(選考委員会)

第9条 ネーミングライツの優先交渉権に関する協議を行うため、福生市ネーミングライツ・パートナー選考委員会（以下「選考委員会」という。）を設置するものとする。

2 選考委員会は、委員長、副委員長及び委員をもって組織する。

3 委員長は副市長をもって充て、副委員長は教育長をもって充てる。

4 委員は、福生市庁議等に関する規則（昭和51年規則第20号）第2条第1号に規定する部長、企画財政部企画調整課長、企画財政部公共施設マネジメント課長、企画財政部財政課長、企画財政部秘書広報課長及びネーミングライツ付与対象施設を所管する課（公民館及び図書館を含む。）の長をもって充てる。

5 委員長は、選考委員会を代表し、会務を総理する。

6 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故があるとき又は委員長が欠けたときは、その職務を代理する。

7 選考委員会は、次に掲げる事項を所掌する。

(1) ネーミングライツ・パートナーの公募に参加した者（第11条第1項の規定による継続の申出をする者を含む。）に対する優先交渉権の付与及び当該優先交渉権の順位に関すること。

(2) その他選考委員会の運営に関し、必要な事項に関すること。

8 選考委員会は、必要に応じて委員長が招集し、委員長が議長となる。

- 9 選考委員会は、過半数の委員の出席がなければ会議を開くことができない。
- 10 委員長は、必要があると認めるときは、委員以外の者を臨時委員として選考委員会に出席させることができる。
- 11 選考委員会の庶務は、企画財政部公共施設マネジメント課が処理するものとする。

(協定の締結)

第10条 市長は、選考委員会により第1順位の優先交渉権を付与された企業等(以下「優先交渉者」という。)が決定したときは、当該優先交渉者とネーミングライツに係る協定を締結するため、当該協定の内容について事前に協議を行うものとする。

2 市長は、前項の協議の結果、双方の合意が得られなかったときは、次点順位の参加者と協議を行うものとする。

3 市長は、前2項の協議の結果、双方の合意が得られたときは、当該優先交渉者又は次点順位の参加者とネーミングライツに係る協定を締結するものとする。

(協定の継続申出)

第11条 ネーミングライツ・パートナーは、協定期間満了日の3か月前までに協定の継続を申し出ることができる。

2 前項の規定による申出があった場合は、当該ネーミングライツ・パートナーに対する優先交渉権の付与について、選考委員会において審議するものとする。

(協定の解除)

第12条 ネーミングライツ・パートナーの責めに帰すべき事由により当該施設に係る愛称の使用が困難であると認められる場合は、市長は、協定を解除することができる。

2 前項の規定により協定を解除する場合においては、原状回復を行うため必

要となる費用は、当該ネーミングライツ・パートナーが負担しなければならない。

3 第1項の規定により協定を解除する場合には、市は、既に納付され、又は提供された対価は、返還しない。

4 ネーミングライツ・パートナーの責めに帰すべき事由により市に損害が生じた場合は、ネーミングライツ・パートナーは、その損害を賠償しなければならない。

(委任)

第13条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この要綱は、令和6年5月10日から施行する。